

葛飾区

葛飾区における精神保健福祉包括 ケアシステムの構築推進

葛飾区では、精神疾患や精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された「精神障害に対応した地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

1 葛飾区の基礎情報

総人口	463,176人（令和3年4月1日）
世帯数	239,400世帯（令和3年4月1日）
自立支援医療受給者数	9,678人（令和3年1月末）
精神保健福祉手帳所得者数	4,501人（令和3年1月末）

葛飾区は東京23区の北東端に位置し、東は千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は埼玉県八潮市、三郷市に接しています。

区の強みは、「柴又の寅さん」「こち亀の両さん」などに代表される昔ながらの人情味あふれた地域性があります。



基本情報

市町村数 (R1年6月時点)		葛飾区	市町村
人口 (R1年6月時点)		464,069	人
精神科病院の数 (R2年11月時点)		1	病院
精神科病床数 (R2年11月時点)		209	床
入院精神障害者数 (R1年6月時点)	合計	571	人
	3か月未満 (% : 構成割合)	154	人
		27.0	%
	3か月以上1年未満 (% : 構成割合)	89	人
		328.0	%
	1年以上 (% : 構成割合)	328	人
		57.4	%
	うち65歳未満	148	人
	うち65歳以上	180	人
退院率 (R1年6月時点)	入院後3か月時点		%
	入院後6か月時点		%
	入院後1年時点		%
相談支援事業所数 (R3年4月時点)	基幹相談支援センター数	0	か所
	一般相談支援事業所数	5 (精神4)	か所
	特定相談支援事業所数	39 (精神12)	か所
保健所数 (R3年4月時点)		4	か所
(自立支援) 協議会の開催頻度 (R2年度)	(自立支援) 協議会の開催頻度	2	回/年
	精神領域に関する議論を行なう部会の有無	有	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 (H30年7月時点)	障害保健福祉団体	無	/
	市町村	有	1 / 1
			か所/市町村数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

その1

【区の施策の位置づけ】

1 葛飾区後期実施計画(平成31(2019)年度～2022年度)

- ・葛飾区の後期実施計画で、「精神保健福祉包括ケアの推進」を新規事業として位置付けた。

2 第2次かつしか健康実現プラン(平成31(2019)年度～2023年度)

- ・平成31年度に策定した「第2次かつしか健康実現プラン」(保健所の計画)では基本施策の一つに「こころの健康づくり」を挙げており、その中で精神疾患や精神障害のある方が、住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるために、「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの実現を目指すこと」としている。

3 第6期葛飾区障害者福祉計画(令和3(2021)年度～2023年度)

- ・令和2年度に策定した「第5期葛飾区障害者福祉計画では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を保健・医療支援の重点的な取り組みとしている。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

その2

【精神保健福祉・障害者福祉の概要】

葛飾区では、精神保健福祉事業及び障害者総合支援法に基づく支給決定は保健所（健康部）が所管している。（身体障害・知的障害の支援は福祉部、精神障害・難病患者の支援は健康部）

健康部（保健所）が実施している 精神保健福祉・障害福祉に関する事業	備考
保健師の地区活動として、精神疾患及び精神障害のある方及びその家族、地域への支援	保健所・保健センターで精神疾患・精神障害のある方の在宅療養支援・退院後支援を行っている
精神保健相談	保健センターで実施
精神保健講演会	統合失調症の家族教室、依存症、発達障害等のテーマで実施
自立支援医療の申請受付	
精神保健福祉手帳の申請受付	
心身障害者福祉手当（精神障害者手当）の支給	
障害福祉サービスの給付（精神障害・難病）	

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯 その1

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に示された、“入院医療中心から地域生活中心”という政策理念に基づく施策をより強力に推進し、精神障害者の一層の地域移行を地域において具体的な政策手段により実現していくため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな政策理念が明記されました。

これを受け、葛飾区では平成30年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、検討の場の設置、実態調査、多職種チームによる個別支援の構築等に取り組んできました。

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯 その2

1 検討の場の設置

- 平成29年度までは検討の場として精神保健福祉連係会議を開催していたが、長期入院患者の支援を含め検討を目的にリニューアルし、葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会を設置した。
- 長期入院患者の退院後支援体制を構築ための検討の場として「長期入院患者等支援検討部会」を立ち上げた。また措置入院患者が継続的に在宅生活を送るために、精神科を専門とする訪問看護ステーションとの連携を図ることを目的とした専門部会を立ち上げた。

2 長期入院患者等の調査実施

・【平成30年度】

- 平成29年度葛飾区の長期入院患者は343名である。区では長期入院患者の実態把握のため平成30年10月に精神科病院を対象に調査を実施した。調査の結果、長期入院患者の入院が継続している要因等について、個別に具体的に確認し、支援体制について検討する必要があることがわかった。

・【令和元年度】

- 医療機関と直接話し合うことで長期入院患者の具体的な状況を確認することができ、退院後支援の仕組みの方向性を検討することができた。

3 多職種連携によるアウトローチ

- 令和2年度より精神保健福祉士1名を金町保健センターに配置
- 入院患者の退院後支援にあたっては、よりタイムリーに介入することができるようになった。また、保健師と連携して役割を明確にした支援を行うため、患者・家族、関係機関との調整がスムーズになり、効果的な支援につながった。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

＜令和2年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R2年度当初)	実績値 (R2年度末)	具体的な成果・効果
①措置入院患者等の退院後の医療継続に係る支援体制構築のための検討会の開催	2回	1回	「精神保健在宅療養部会」を開催し、令和元年度に実施した長期入院患者の調査結果を報告した。 訪問看護ステーションより対応困難事例の報告があり、問題解決のためには関係機関との連携が重要であることを確認した。
②入院中の精神障害者の退院促進のための検討会の開催	2回	1回	「長期入院患者等支援検討部会」を開催し、退院後支援の現状、事例報告、精神障害を取り巻く環境と課題について協議を行った。
③合同部会	0回	1回	「精神障害者の退院後支援及び在宅療養支援におけるアセスメントの在り方」をテーマに、シンポジウム形式で開催した。各々の立場で発表を行った。 「にも包括」構築支援事業アドバイザーにより、今後の取り組みについて助言をいただき、区内の精神科病院の役割、縦割り意識をなくし、横串をさすことの重要性を共有することができた。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

- 1 保健センターは保健所に配置されており、保健センター保健師は地区担当制をとっている。
- 2 保健所・保健センターでは既に精神保健福祉法第23条の対象者の支援を行っている。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)			
精神科医療機関入院患者の退院後支援体制の構築	①長期入院患者の退院後支援については医療機関と連携し、具体的に退院後支援を実施する。 ②措置入院等患者の退院後支援の強化	行政	①退院後支援のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化	医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携	その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する
		行政	①在宅療養のしくみを構築 ②相談支援体制の充実 ③関係機関との連携強化	医療	関係機関との連携
		福祉	関係機関との連携	その他関係機関・住民等	関係機関が連携し、地域の中で支援する

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和3年度末)	見込んでいる成果・効果
①長期入院患者数	328人(R2年度)	313人	地域移行の推進
②精神保健福祉包括ケア推進協議会等の開催数	3回(R2年度)	3回	退院後支援や在宅療養体制の検討の促進

6

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 今年度の取組スケジュール（案）

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R3年7月	広域アドバイザーとの打ち合わせ会開催	今年度の目標及びスケジュールを確認し、課題を抽出する。
R3年9月	①長期入院患者支援部会 ①在宅療養部会を開催	今年度の目標及びスケジュールを確認し、課題を抽出する。
R3年9月	グループホームと情報交換	区内のグループホームの打ち合わせ会に参加し、退院後支援、在宅療養支援について情報交換。
R3年9月～12月	長期入院患者の退院後支援を実施	医療機関と連携し、退院可能と判断される方の退院後支援を実施する。
R3年12月～R4年1月	長期入院患者の退院後支援実施後の評価	退院後支援の課題、必要な要件などを評価する。
R4年1月	②長期入院患者支援部会 ②在宅療養部会を開催	今年度の活動について評価する。
R4年2月	精神保健福祉包括ケア推進協議会開催	今年度の活動を報告する。

モデル圏域から自治体全体への展開に向けた方針

自治体全体への展開に向けた方向性

- 1 長期入院患者の退院後支援体制の構築
- 2 措置入院等患者の退院後支援の強化
- 3 在宅療養者の支援の強化

<自治体全体への展開に向けた具体的な取組方針>

1年目(令和3年度)

- (1)長期入院患者の退院後支援の実施の評価と課題の抽出
- (2)多職種チームによる精神保健福祉個別支援の実施
- (3)体験型グループホーム・地域生活拠点の具体的検討

2年目(令和4年度)

- (1)長期入院患者の退院後支援体制の整備
- (2)多職種チームによる精神保健福祉個別支援の実施
- (3)体験型グループホーム・地域生活拠点(1か所)の整備計画

3年目(令和5年度)

- (1)長期入院患者の退院後支援体制の整備
- (2)多職種チームによる精神保健福祉個別支援の実施
- (3)体験型グループホーム・地域生活拠点(1か所)の整備

4

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 今年度の特別に考える必要がある事項について

考えられる事項	想定される時期 (方向性判断の必要性が 考えられる時期)	実施する内容
多職種チームによるアウトリーチ支援について検討する。 地域生活支援拠点のあり方について協議する。	9月頃	(詳細未定)